

# 建築物等耐震化支援事業について

## <耐震化の流れ>



※耐震診断、補強設計、耐震改修工事には補助制度があります。

### <平成29年度まで>

**普及啓発**  
(重点地区内)

個別訪問や地域説明会等により、耐震化の普及啓発と区の支援制度の周知を行う。  
 (22年度第4回審議会です承事項)  
 (22年度第7回審議会です承事項)  
 (24年度第1回審議会です承事項)  
 (26年度第2回審議会です承事項)

**簡易な耐震診断**  
(予備耐震診断)

無料で建築士を派遣し、**簡易な耐震診断**(予備耐震診断)と区の支援制度の周知を行う。  
 (18年度第2回審議会です承事項)

**まずは無料の耐震診断を！**

### <平成30年度から>

**普及啓発**  
(重点地区以外)

個別訪問や地域説明会等により、耐震化の普及啓発と区の支援制度の周知を行う。  
 (本審議会です報告)

**詳細な耐震診断**

※簡易な耐震診断に加えて

無料で建築士を派遣し、**詳細な耐震診断**(耐震診断)※と区の支援制度の周知を行う。  
 (本審議会です報告)

※詳細な耐震診断(耐震診断)とは  
建築物の耐震性能(上部構造評点)を計算する

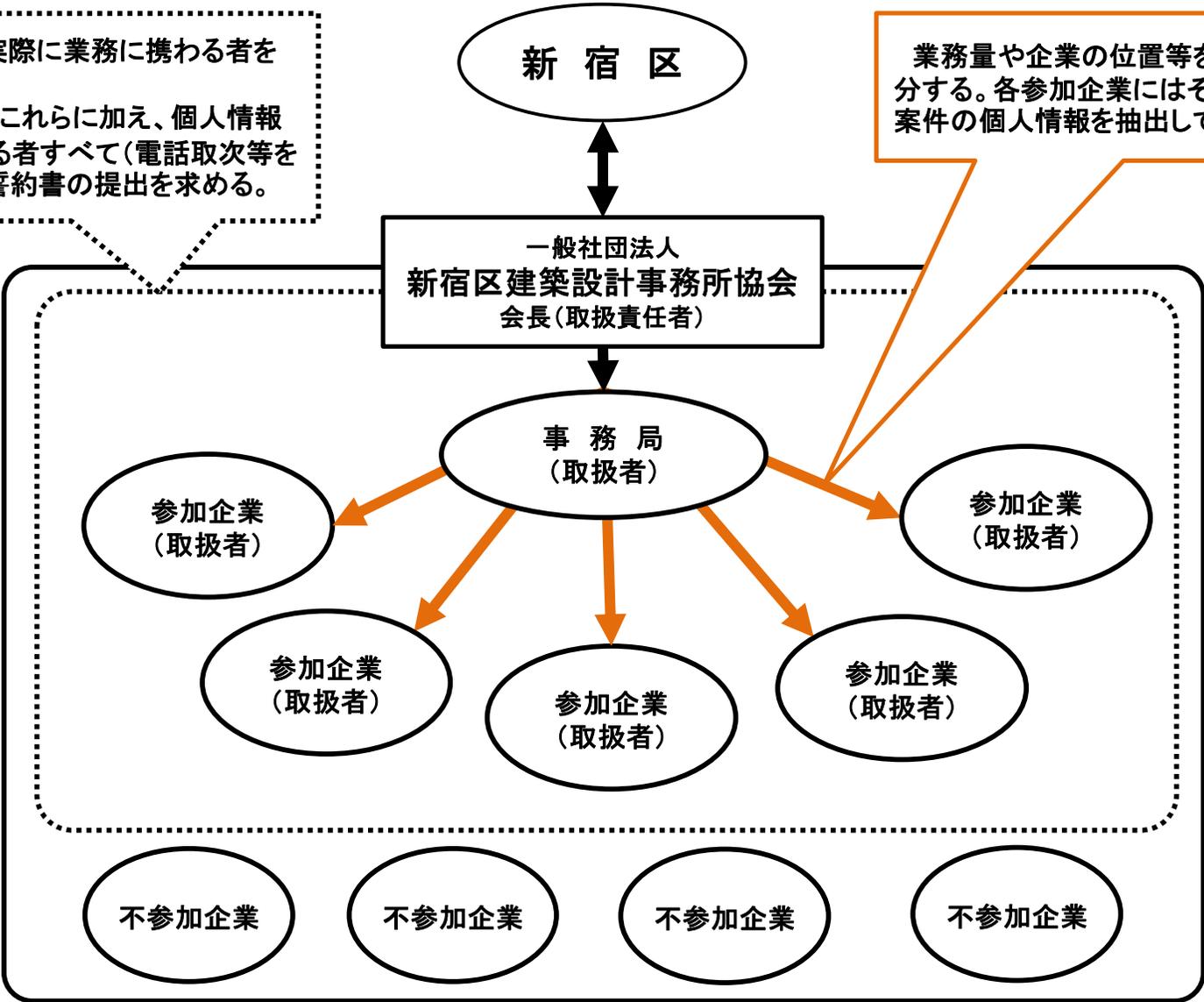


耐震くん

# 業務に係る委託先の概念図

平成29年度までは実際に業務に携わる者を取扱者としていた。  
 平成30年度からは、これらに加え、個人情報に触れる可能性がある者すべて(電話取次等を含む)を取扱者とし、誓約書の提出を求める。

業務量や企業の位置等を考慮して案件を配分する。各参加企業にはそれぞれの担当する案件の個人情報を抽出して提出する。



# 個人情報の流れの概念図

## B 既存建築物の詳細耐震診断業務委託

## A 木造住宅耐震化促進個別訪問業務委託

